付託議案(議案第14号)の取り扱いに関する理事会決定事項

【付託議案の取り扱い】

①分科会の担当割り振りについて

付託された議案第 14 号は、別紙(分科会分担表)のとおり、それぞれの分科会に割り振る。

②審査等の日程について

- ・12月23日(金) 本会議休憩中に全体会を開き、分科会の担当割り振り等、付 託議案の取り扱いについての議事を行う
- ・12月23日(金) 全体会散会後、第4・第5委員会室で総務分科会、第3委員会室で健康福祉分科会を開き、質疑を行う
- ・12月23日(金) 総務分科会及び健康福祉分科会散会後、理事会で全体会での 質疑の通告を含め、全体会の議事を確認する
- ・12 月 23 日 (金) 理事会散会後、全体会を開き、議案第 14 号の質疑・討論・ 採決を行う

③全体会での質疑について

- ・付託された議案第14号を議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、所属議員 3 人以上の会派は 1 会派 30 分以内、無所属の委員は 1 人 10 分以内とする。
- ・質疑者は、1 会派 1 人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、総務分科会及び健康福祉分科会散会後の理事会 で質疑方式も含めて通告する。
- ・質疑者名等のメールによる通知は省略する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、総務分科会及び健康福祉分科会散会後の理事 会散会後、直ちに委員長の許可をとる。

④討論及び採決について

- ・付託された議案第14号を議題とし、討論・採決を行う。
- ・討論の方法は、1会派1人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。

- ・討論を行う場は、演壇とする。
- ・採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

⑤全体会の執行部への出席方要求について

- ・本会議休憩中の付託議案の取り扱いを決定する全体会の出席理事者については、 求めない。
- ・理事会散会後の質疑・討論・採決を行う全体会の出席理事者については、市長に 対して行い、教育委員会などの他の執行機関には行わない。
- ・出席理事者の詳細は理事者側の判断とし、出席者の回答は、総務分科会及び健康 福祉分科会散会後の理事会で伝える。

⑥修正案等について

議案第 14 号に対し、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、理事会散会後の質疑・討論・採決を行う全体会において、質疑終結後、休憩をとるので、休憩後直ちに、議場で、委員長に、提出予定である旨を申し出る。

その後、修正案・組み替え動議の提出を申し出た会派、または、無所属委員は、休憩に入った時から1時間以内に、修正案・組み替え動議を提出する。

修正案・組み替え動議が提出されたら、直ちに、議会会議システムに配架し、委員 にお知らせし、確認の時間をとるため、配架してから1時間後に全体会を再開する。